21

茨城県信用保証協会

[法人の概要]

平成20年7月1日現在

代 表	者 名	会長 根本 榮一 (常勤)	県所管部課	商工労働部	了 産業政策課
所	在地	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館	館内 電話番号	029-2	24-7811
ホームへ	ページURL	http://www.icgc.or.jp	E -mailアドレス	soumubu@u	topia.ocn.ne.jp
資本金(基本財産)		25,749,842	千円	設立年月日	昭和24年12月4日
	出資順位	出資	者 名	出資額(千円)	出資比率
	1 基金準備金(自己造成分)			17,142,324	66.6%
主な	2	茨城県		3,809,437	14.8%
主 な 出資者	3	常陽銀行		925,971	3.6%
ЩДП	4	茨城県信用組合		535,610	2.1%
	5	関東つくば銀行		365,729	1.4%
	その他	155団体		2,970,771	11.5%
				<u> </u>	_

設 立目 的

当協会は、「事業の維持・創造・発展に取り組んでいる中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより信用を創造し、『信用保証』を通じて金融の円滑化に努めるとともに、多様なニーズに的確に対応することで、中小企業の経営基盤の強化と地域経済の活力ある発展に貢献する」という社会的使命を担っている。

[事業の概要]

(単位:千円)

[3->/				(+ <u>2</u> 1 1		
事	業名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	内	容
事業1	信用保証	5,148,643	5,575,983	5,952,797	に,強力な公的保証人となる。	Nら事業資金を借入れする場合 り,事業資金を借り易くしてい
尹未!	全体事業に占める害	100.0%	100.0%	100.0%)保証付借入金の返済ができ 会が中小企業者に代わって保 機関へ行う。
事業2						
尹未 2	全体事業に占める害	0.0%	0.0%	0.0%		
事業3						
尹未う	全体事業に占める害	0.0%	0.0%	0.0%		
その他	事業1~3以外	0	0	0		
事業	全体事業に占める害	0.0%	0.0%	0.0%		
全体事		5,148,643	5,575,983	5,952,797	化宁答理学	
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	指定管理者	

< 茨城県信用保証協会

から県民のみなさまへ>

当協会は,中小企業の方が金融機関から事業資金を借入するときに「公的保証人」となる機関で,平成21年 12月に創立60周年を迎えます。この信用保証協会を利用していただくことで,企業のみなさまの資金調達が円 滑になります。

県内の中小企業を取り巻〈経営環境は,原材料価格高騰の影響,米国に端を発した世界的な金融不安や,株式・為替市場の変動などから,ますます厳しい状況になっています。

このような中,当協会は中小企業者の良きパートナーとして「信頼される保証協会,顔の見える保証協会」を目指し,金融機関との連携のもと,国及び地方公共団体の施策に呼応しながら,引き続き総力をあげて中小企業の経営支援,再生支援に取り組んでまいります。

平成21年2月 会長 根本 榮一

[経]	営状況] 茨城県信用保証協	会	(≟	単位:千円)		
	区分	平成17年度		平成19年度	増減数	増減理由
	事業活動収入	8,749,083		, ,	552,762	
	基本財産運用収入	608	122	163	41	
	事業収入	8,131,536		9,243,494		保証料収入の増加
	受託:補助金等収入	135,330	135,095		1,217	27 A 27 77 14 1 = 14 1 =
	その他の収入	481,609	541,158	665,937		資金運用益の増加
	事業活動支出	5,148,643	5,575,983		376,814	全国国际拟土社会 举 担
ПΔ	事業費管理費	3,626,182	3,965,458	4,215,492 1,737,305		信用保険料支払の増加
収		1,522,461 70,105	1,610,525 68,952		493	システム委託費等の増加
支	<u> フラ投票人庁員</u> うち職員人件費	868,666		1,003,265	45,043	
l .	事業活動収支差額	3,600,440		4,093,109	175,948	
正	投資活動・財務活動収入	19,912,400	21,634,413	25,686,049		求償権戻入の増加
味	投資活動・財務活動支出	21,551,675	23,939,971	28,368,805		求償権償却の増加
財	12頁/1勤 別初/1勤文山 投資活動 財務活動に伴う収支差額	1,639,275		2,682,756	377,198	小原作原列の相加
産	当期収支差額	1,961,165			201,250	
の	<u> 到别以又差額</u> 一般正味財産増加額(正味財産増加額)	28,938,765	31,391,915		4,510,515	
状		8,749,083			552,762	
況	経常収益 経常外収益	20,189,682	21,898,771	25,856,524		求償権戻入の増加
	一般正味財産減少額(正味財産減少額)	27,054,438			4,829,880	不良性人人の名加
	経常費用	5,148,643			376,814	
		21,905,795				求償権償却の増加
		1,884,327	1,875,962	1,556,597		水頂惟頂如り垣加
	指定正味財產增減額(正味財產增減額)	1,004,321	, ,	1,556,597	319,365	
	正味財産期末残高	30,884,095		34,316,654	-	当期収支差額等
	資産合計		816,290,300		11,144,947	马别 权文在照守
	流動資産	57,862,587	60,001,535		1,446,669	
化	固定資産		756,288,765			保証債務見返額の減少
貸	負債合計		783,530,243		12,701,544	水血域がルとは、ジャップ
借	流動負債	0	0	0	0	
対	うち短期借入金	0	0	0	0	
照表	固定負債	755,628,896	783,530,243	770,828,699	12,701,544	保証債務額の減少
表	うち長期借入金	11,549,000		11,898,000	588,000	
	正味財産合計	30,884,095		34,316,654	1,556,597	
	基本財産充当額	30,884,095	32,760,057	34,316,654	1,556,597	当期収支差額等
	補助金	135,330	135,095	136,312	1,217	
県	委託料	0	0	0	0	
	貸付金	0	0	0	0	
	その他(分担金・負担金・出捐金等)	237,472		322,716	2,997	
政関与	合 計	372,802		459,028	4,214	
与	財政的関与の割合(%)	1.55%	1.42%	1.36%	0.1	
状	損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
	借入金残高(期末)	0	0	0	0	
	合 計	0	0	0	0	

主要経営指標	算式	平成17年度	平成18年度	平成19年度	増減P	備考
収益事業比率	収益事業費/当期総支出	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	
管理費比率	管理費/当期支出合計	5.7%	5.5%	5.1%	0.4	
人件費比率	人件費/事業活動支出	18.2%	18.4%	18.0%	0.4	
自己収入比率	自己収入/事業活動収入	98.4%	98.6%	98.6%	0.1	
流動比率	流動資産/流動負債	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	
借入金比率	借入金残高/負債·正味財産合計	1.5%	1.5%	1.5%	0.1	

[組織]

7月1日現在の人	数	平	成18	年 県OB		成19 _{県派遣}		平	成20	年 県OB	増減数	増減理由
	常勤理事·監事	4	0	1	5	0	2	4	0	2	1	
役員	非常勤理事·監事	14	0	0	14	0	0	13	2	0	1	
	計	18	0	1	19	0	2	17	2	2	2	
	管理職	33	0	0	36	0	0	36	0	0	0	
職員	一般職	58	0	0	57	0	0	57	0	0	0	
144.5	嘱託·臨時職員等	31	0	0	32	0	0	32	0	0	0	
	計	122	0	0	125	0	0	125	0	0	0	
当期常勤職員の年齢構成		~20代	30代	40代	50代	<u>`</u> ~	合計	平	均年		プロパー	職員平均勤続年数
当 期市勤	ヨ期吊動職員の年齢構成		28	21	52		125	4	3.7	歳	17.3	年

[評点集計]

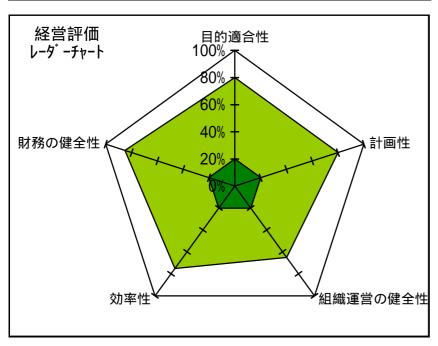
目的適合性

公益法人会計用

茨城県信用保証協会

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
目的適合性	10	16	20	80.0%
計画性	8	16	20	80.0%
組織運営健全性	9	13	20	65.0%
効率性	10	15	20	75.0%
財務健全性	10	17	20	85.0%
合計	47	77	100	77.0%





《評価の視点》						
目的適合性	法人が行っている事業と当初の 設立目的が適合しているか					
計画性	経営目的,経営方針が各種計画 に反映され,計画・実行・見直 しが行われているか					
組織運営健全性	組織,人事,財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され,かつ情報公開による透明性の確保が適切か					
効率性	組織の管理運営上における人 的・物的な経営資源が有効活用 されているか					
財務健全性	法人の財務体質が健全であるか,また,各事業の採算性がとれているか					

財務健全性

効率性

[法人の自己評価(経営概況,経営上の課題・対策等)] 計画性

		沿海连日时上江	が十二	别加胜土江
当協会は,「信用保証」の機能をもって中小企業金融の円滑化に努め,健全な中小企業育成と地域経済の活性化に貢献する役割を担っております。	平成17年度 また また で期 で 中で まり で り まり まり は り は り は り は り は り は り は り は り	信用補完制度の改革 や新たな中小企業金 融施策等,当協会の 公共的使命と社会的 責任は増しており, コンプライアンス態	職員ひとりひとりのをでいる。 をでは、 の能力やを配置のでは、 の能力がでは、 のにのでは、 のにのでは、 のにのでは、 ので	平成19年度末の正味 財産は、前年度 東京年間年度 東京年間年 市 市 市 市 市 万 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
今後の事業展開の方向	種の政策的保証制度を向上及び資金調達のPフォローを継続的に実とにより,中小企業者努めてまいります。まの活用を促進して,回	∃滑化に取り組み,あ ∈施するとともに,経 者の持続的な成長や再 ∈た,無担保求償権が 団収の一層の強化及び とすることで,中小企 E持続可能な制度とし	とにより,中小企業 わせて,中小企業者 営支援や再生支援体 生に積極的に関与し が増加する中,保証協 対率化を図ります。 業者の健全な育成・	者の一層の利便性の に対する保証後の 制を更に強化するこ ,地域経済の発展に 会債権回収株式会社 発展に寄与するとと

組織運営健全性

「法人担当課の意見]

		<u> </u>			
ı	目的適合性	計画性	組織運営健全性	効率性	財務健全性
	中小企業の信用を補 完する法人として,積 極的に保証需要に対応 し,中小企業の金融の 円滑化に寄与してい る。	保証業務を推進してい	職員の遵法意識を 高めるための研修等 の実施,内部事務管 理体制の強化のため の内部監査の実施等 組織運営の健全化に 努めている。	平成19年度に電算の共同化システムを導入し,事務管理体制を整備するなど保証業務の効率化に努めている。	資金運用の安全性に 留意するなど経営の健 全化に努めている。
	法人担当課の意見	中小企業を取り巻く 人に過度に依存しない の円滑化に取り組んで 計画及び事業再生計画 に努めている。今後と よう,引き続き指導し	\保証の推進を図るな ごいる。また,中小企 頭の策定支援を行うな こも経営の健全性の確	業診断士を活用した ど経営支援体制及び	の向上及び資金調達 中小企業の経営改善 再生支援体制の強化

「経営目標]

	紅土		コイ宗 」							
	区分	ì	指 標 名	単位	H17実績	H18実績	H19 目標	H19実績	達成度(%)	H20目標値
	事業	1	保証承諾額	百万 円	388,412	394,914	381,594	388,639	100.0%	378,787
	成果	2	保証債務残高	百万 円	715,778	741,249	732,907	729,007	99.5%	716,144
経営目標	健全	1	基本財産	百万 円	23,974	24,957	25,397	25,750	100.0%	26,245
目標	性	2	支払準備資産	百万 円	46,308	47,510	49,306	49,544	100.0%	52,506
	効痰	1	常勤役職員1人当たり保 証債務平均残高	百万 円	6,002	5,984	6,035	5,811	96.3%	5,536
	率性	2	常勤役職員1人当たり経 常収支差額	百万 円	31	32	25	32	100.0%	22
	平均目標達成度								99.3%	

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	目的適合性計画性組織運営健全性効率性財務健全性
総合的所見等	概ね良好 改善の余地あり 改善措置が必要 緊急の改善措置が必要 平成19年10月から責任共有制度が導入されたが,過度の保証抑制にならないよう金融機関との調整を図るとともに,中小企業者の利便性の向上に努められたい。 また,債権管理の徹底と経営支援等の強化を図るとともに,求償権の回収に努められたい。
総合的所見等 に係る対応	責任共有制度は,金融機関が中小企業者に対して貸手として責任のある融資を行い,信用保証協会と金融機関が連携して融資後における経営支援,再生支援等適切な支援を行うために導入されたものである。過度の保証抑制にならないよう金融機関との調整が図られ,中小企業者の利便性が向上するよう指導していく。また,代位弁済後の債権の管理を徹底するとともに,金融相談員等による経営支援等の強化を図るよう指導していく。求償権の回収については,引き続き回収状況を注視し,必要に応じて指導していく。